

# 指定管理者候補者の選定方法

策定：平成 25 年 6 月 4 日委員会決定

一部修正：平成 26 年 7 月 31 日委員会決定

## 1 担当課による説明

施設の概要(概要,設置目的),募集要項(管理業務の内容,評価基準(配点)),指定管理者制度を導入したことによる実績評価等について説明

## 2 申請者ヒアリング

提出書類による選定を基本としつつ,書類で不明な点を解消するために,申請者ヒアリングを実施する(申請内容以上の内容を付加することは認められない。)

申請者すべてをヒアリング対象とする

ヒアリング順番は申請順とする

ヒアリングの内容及び時間配分

申請者の入室及び準備 5分以内

申請者によるプレゼンテーション 10分以内

質疑応答 15分以内

撤収及び退出 5分以内

採点時間 5分

## 3 審査(採点)

提出書類に基づき,評価項目ごとに採点する。

採点は下記の採点基準に基づき,実施する。

全ての申請者ヒアリング終了後,最終の採点を行う。点数集計は事務局で行う。

### 採点基準

次のとおり,5段階評価により評価し,配点する。

5段階による採点基準	
採点基準	配点の配分率
5=非常に良い(高度な能力を有している)	100%
4=良い(十分な能力を有している)	75%
3=普通(平均的)	50%
2=やや劣る(能力が少し不足している)	25%
1=劣る(まかせることが心配)	0%

速算表							
配点	3点	4点	5点	7点	8点	10点	
評価							
5=非常に良い	3	4	5	7	8	10	
4=良い	2.25	3	3.75	5.25	6	7.5	
3=普通	1.5	2	2.5	3.5	4	5	
2=やや劣る	0.75	1	1.25	1.75	2	2.5	
1=劣る	0	0	0	0	0	0	

## 4 候補者の決定

各委員の評価点数を合計し,その合計点数の一番高い者を鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会の選定する指定管理者候補者とする。

なお,合計点数が同点の場合の優劣は,より多くの委員が最上位と評価した申請者を優先する。その場合においても,委員同数で優劣がつかない場合は,市が負担する指定管理料がより低額となる申請者を優先する。

また,募集要項に記載のすべての評価基準において,上表の5段階による採点

基準で「3 = 普通（平均的）」とした場合の点数を求め、それに審査委員数を乗じた結果を最低基準とし、合計点数が最低基準未満の場合は、合計点数が一番高くても指定管理者候補者とはしない。